

ザンビアのムワンサボンブエ地区、チパンガリ地区、ルサンガジ地区及びヴブウィ地区の4地区で発生したコレラの収束に関する報道発表について

令和5年4月11日
在ザンビア日本国大使館

ザンビア保健省は、国内で発生しているコレラ感染について、1月26日より緊急記者会見やステートメントなどで情報を発出しておりますが、4月6日、ザンビア保健省 Facebook ページにおいてプレスステートメントを発出いたしましたところ、概要は以下のとおりです。

(4月6日付プレスステートメント：<https://www.facebook.com/mohzambia/>)

1 2023年4月6日、保健省はルアプラ州ムワンサボンブエ地区、東部州チパンガリ地区、ルサンガジ地区及びヴブウィ地区におけるコレラの発生を収束させたことを宣言した。

(1) ザンビアは2023年1月21日にコレラの発生を宣言し、ヴブウィ地区から始まり、東部州のチパタ、チパンガリ及びルサンガジ地区、ルアプラ州のムワンサボンブエ及びヌチェレンジ地区、北部州のンサマ地区及びムプルング地区など7つの地区に影響を与え、現在までに、国内では累計319人の感染者と8人の死亡者を記録している。

(2) 政府は、保健省およびザンビア国立公衆衛生研究所を通じて、多方面からのアプローチにより、8つの感染地区のうちヴブウィ、ムワンサボンブエ、ルサンガジ及びチパンガリの4つの地区でコレラの発生を効果的に抑制することに成功した(4地区においては、15日以上新規のコレラ感染患者が認められていない)。

(3) 加えて、チパタ地区では、新規感染者がない状態が7日間続き、制圧の兆しが見えている。特にマルチセクターによる介入を強化し、感染者の報告が継続するンチェレジェ地区とンサマ地区の状況がすぐに収束することを期待している。

(4) ムプルング地区は、最近も新規のコレラ患者が確認されているが、この地区では、コレラに関連した死亡は記録されていない。

(5) 現在、5日間にわたって活発なコミュニティ感染の確立の証拠がないことは喜ばしいことであるが、感染地域で発生した洪水、限られた衛生設備、不衛生な習慣などの危険因子は、依然として地域社会の公衆衛生の安全に対する脅威となっている。経口コレラワクチン接種キャンペーンは2019年の実施が最後で、国民の免疫力は低下していることから、コレラ患者が急増するリスクも考慮し、我々は引き続き予防措置を強化していく。

2 この機会に、コレラを予防するための以下の対策について強調する。

(1) 環境と個人の衛生状態を高いレベルで維持するよう努めなければならない。トイレの

後や食事の前後には、清潔な水と石鹸で手を洗うなど、手指衛生の必要性は依然として重要である。

(2) 調理や食事の際に使用する家庭用器具の洗浄には、清潔で安全な水を使用する。

(3) 食品を十分に調理し、残った食品には蓋をし、食べる前に加熱することで、食品の安全性を維持する。果物や野菜は、沸騰や塩素処理をした清潔な水で洗うこと。

(4) ひどい下痢や嘔吐で死亡した人の遺体を埋葬する儀式は避けること。コレラの疑いがある人の埋葬は、訓練を受けた職員が監督すること。

(5) コレラ患者の家族や近親者は、患者が発症した直後の数日間、コレラに感染するリスクが高いため、過密状態を避ける。

(6) 特に感染症の流行期には握手は控え、コレラの原因菌に感染した人すべてが症状を示すわけではないことに注意する必要がある。

(7) 最後に、自己治療をせず、吐気や嘔吐などの症状が現れたら、すぐに最寄りの医療機関を受診すること。医療施設に搬送された患者は、すぐに経口補水液の摂取を開始すること。コレラの死因は、下痢や嘔吐による脱水症状である。

【参考】

■ ザンビア保健省コールセンター

○連絡先：909（無料）、+260-974-493553、+260-953-898941、+260-964-638726（有料）

○Eメール：ps@moh.gov.zm

■ ザンビア保健省ホームページ

<https://www.moh.gov.zm/>

■ ザンビア保健省 Facebook

<https://www.facebook.com/mohzambia>

■ ザンビア国立公衆衛生研究所ホームページ

<https://znphi.co.zm/>

■ ザンビア国立公衆衛生研究所 Twitter

Zambia National Public Health Institute / Twitter

■ 外務省安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【在留届・たびレジ】

このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No.5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：jez.consul@lu.mofa.go.jp

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>